



2015年11月17日

各 位

## 抗悪性腫瘍剤「アバスチン®」の 特許期間延長に関する最高裁判所の判決について

中外製薬株式会社〔本社：東京都中央区／代表取締役会長 最高経営責任者：永山 治〕（以下、中外製薬）は、最高裁判所第三小法廷が本日、ロシュ・グループのジェネンテック社〔本社：米国カリフォルニア州／CEO：イアン・T・クラーク〕と特許庁との間で争われていた、大腸がんにおける7.5mg/kg 投与間隔3週間以上の用法・用量一部変更承認に基づく特許権の存続期間の延長登録の可否について、延長登録は認められないとする特許庁の判断を取り消した知的財産高等裁判所大合議の判断を維持する旨の判決を言い渡したことを、お知らせいたします。今後、本判決をふまえ、再度特許庁で特許権の存続期間の延長を認めるか否かの審査が行われま

す。

なお、本特許権はジェネンテック社が保有しており、中外製薬は本特許権の実施権者です。

中外製薬は、アバスチンの適正使用の推進を引き続き継続してまいります。

なお、本件の業績に与える影響については現在精査中であり、今後開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上